

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇5・7・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。  
無料ででの相談は一人1回です。

## 行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二  
(忠海中町) ☎ 26-0607

## 県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所  
☎ 082-422-6911

## 高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま (中央 2-4-3)  
9時～18時

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

## 出張年金相談

日時 5月13日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

～出張年金相談が予約制になります～

待ち時間等の短縮を図るために6月から予約制となります。6月以降に年金相談を希望される場合、相談日前々日の正午までに呉年金事務所へ申し込みが必要です。

申し込み・問い合わせ

呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

## 人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 5月20日(水) 9時～12時

場所 人権センター

※人権擁護委員が相談に応じます。

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

## 消費者月間講演会

5月は消費者月間です。今年は身近な裁判所である簡易裁判所に関する講演を行います。講演終了後、「消費生活ミニ講座」も開催します。

日時 5月22日(金)  
13時30分～

場所

勤労青少年ホーム3階

入場料 無料

問い合わせ

産業振興課商工振興係

☎ 22-7745

## 消費生活相談室便り

～低金利で債務の一本化? 甘い誘い文句に気をつけましょう!～

借金のための借金を繰り返す多重債務者はここ数年減少傾向にあります。今もなお20万人近い人が返済困難な状況にあるといわれています。このような中で好条件の融資先を探していると、思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。

## 相談内容

自宅にダイレクトメールが届き、低金利で借金を一本化できる「おまとめローン」に興味を持った。借金の返済が苦しいため申し込もうと思うが、融資には保証金が必要だという。信用しても大丈夫か。

## アドバイス

このような「おまとめローン」は借金を一つにすることで管理しやすいというメリットはありますが、返済期間が長く

なったり、一本化の手数料のために実質的な金利負担が増える場合があります。また、中には違法な金融業者の勧誘も見受けられ、逆に借金が増えてしまうケースもあるので、融資の際に保証金名目で金銭を要求された場合には十分注意し、借金返済や取立てで困っても違法な金融業者に関わらないよう気をつけましょう。

なお、借金が多額であっても債務整理を行うことで多重債務の解決は可能です。専門機関へ早めに相談しましょう。

法テラス ☎ 0570-078374

## 相談窓口

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。

☎ 22-6965



# 男女雇用機会均等法 及び育児・介護休業法の 解釈が一部変更されました！

主な内容について、みていきましよう。

## ○変更のポイント

最高裁判所の判決に伴い、妊娠・出産、育児休業等を「契機として」なされた不利益取扱いは、原則として法が禁止する妊娠・出産、育児休業等を「理由として」行った不利益取扱いがなされたものと解釈されることを明確化したものです。不利益取扱いの例は、別表1のとおりです。

ただし、例外として、次の場合は違反には当たらないとされています。

- ①業務上の必要性から支障がある場合であつて、特段の事情が存在するとき
- ②契機とした事由または当該取扱いにより受ける有利な影響が存在し、かつ、当該労働者が同意している場合であつて、一般的な労働者であれば当該取扱いに同意するような合理的な理由が客観的に存在するとき

## ○雇用環境の整備

働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境及び子の養育や家族の介護を行う労働者の福

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）及び「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）では、妊娠・出産、育児・介護を理由として解雇等の不利益な取扱いを行うことを禁止しています。しかし、その一方で妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の相談件数は、高い水準で推移しており、平成26年10月23日には男女雇用機会均等法の適用に関して最高裁判所の判例なども踏まえ、次のように法律の解釈が変更され、平成27年1月23日から適用となりました。

▼別表1 違法とされる不利益取扱いの例

次のような事由を理由として	<p><b>【妊娠中または出産後の女性労働者の・・・】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠、出産</li> <li>○妊婦健診などの母性健康管理措置</li> <li>○産前・産後休業</li> <li>○軽易な業務への転換希望</li> <li>○つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能力が低下</li> <li>○育児時間</li> <li>○時間外労働、休日労働、深夜業をしない</li> </ul> <p><b>【子どもまたは要介護状態の家族を持つ労働者の・・・】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○育児休業または介護休業</li> <li>○短時間勤務</li> <li>○子の看護休暇または介護休暇</li> <li>○時間外労働、深夜業をしない</li> </ul>
次のような不利益取扱いを行うことは違法	<p><b>【不利益取扱いの例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○解雇</li> <li>○雇い止め</li> <li>○契約更新回数の引き下げ</li> <li>○退職や正社員を非正規社員とするような契約内容変更の強要</li> <li>○降格</li> <li>○減給</li> <li>○賞与等における不利益な算定</li> <li>○不利益な配置変更</li> <li>○不利益な自宅待機命令</li> <li>○昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う</li> <li>○仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする</li> </ul>

社の増進を図る雇用環境の整備は、社会の活力を維持していく上で、ますます重要な課題となっています。男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づくご相談は労働局雇用均等室において受け付けています。疑問やお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

## 問い合わせ

広島労働局雇用均等室  
☎ 082-2221-9247

## 人権擁護委員の日

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

困りごと・心配ごと相談など何でも受け付けます。

日時 6月1日（月）  
10時～15時

場所 人権センター1階会議室  
問い合わせ

広島法務局東広島支局  
☎ 082-423-7707

ご注文ください!

# 出前講座

市職員が  
「いつでも」「どこでも」  
出向いてお話しします。



企画政策課 ☎ 22-0942

間以内とします。

## ◆会場の準備など

この講座は、市民のみならず、市職員を派遣するものでも、会場の手配や受講者への周知などは、申込者（主催者）でお願いします。

会場は、公民館や集会所など、市内であればどこでも構いません。

## ◆受講料

無料

## ◆出前講座とは？

竹原市が行っている仕事の中で、市民のみなさんにとって身近な問題から専門的なことまで、聞いてみたい内容をメニューの中から選んでいただき、市職員が直接出向いてお話しするものです。

## ◆申し込み

下記の「出前講座メニュー」からテーマを選び、開催希望日の2週間前までに、所定の申込書で企画政策課へ申し込んでください。なお、開催日時については、業務の都合上、変更をお願いする場合があります。

## ◆利用できる人

市内に在住または通勤・通学している人で、おおむね10人以上の団体・グループであれば、誰でも申し込むことができます（会合等でも申込可）。

## ◆申込書備付場所

市役所ロビー、支所、出張所、福祉会館、図書館、公民館など

## ◆その他

政治、宗教または営利を目的とした集会等への派遣は行いません。また、出前講座は学習の場であり、苦情を受け付ける場ではないことをご理解ください。

## ◆開催日と時間

開催日は土・日曜、祝日・平日を問いません。時間は9時から21時までの間で、2時

## 出前講座メニュー

分類	No	テーマ	分類	No	テーマ
まちづくり	1	竹原市のIT施策について	環境	34	ごみの出し方・分別について
	2	わたしたちのまちづくり計画（総合計画）について		35	行動に移そう省エネルギー対策
	3	竹原市の公共交通～誰もが使いやすい公共交通づくり～		36	竹原市環境基本計画について
	4	我がまち「たけはら」～竹原市の概況～		37	ごみの減量化対策について
	5	協働のまちづくりって、な～に？		38	家庭でできる環境保全
	6	幹線道路網の整備について		39	ご利用ください中小企業融資
	7	魅力ある都市づくり		40	竹原市の農林水産業
	8	市営住宅について		41	勤労青少年ホームに行ってみよう
	9	新開土地区画整理事業について		42	個性ある資源を活かした魅力的な観光地づくり
	10	くらしと下水道		43	農地の貸借・売買・転用について
行政・財政	11	開かれた市政への「情報公開制度」	生活・一般	44	住民税って、な～に？
	12	職員の給与の概要		45	固定資産税のしくみ
	13	統計からみた竹原市		46	市税等の納付方法について
	14	竹原市の行財政運営		47	市民健康課の窓口業務
	15	竹原市の魅力発信、広報広聴活動について		48	住基ネットって何だろう？
	16	竹原市の財政状況		49	だまされないで 悪質商法
議会・選挙	17	市民と議会	50	簡単にできる水漏れ調査	
	18	選挙の豆知識	防災・安全	51	防災知識講座
福祉・健康	19	知っておきたい国民健康保険		52	災害時要援護者避難支援について
	20	あなたのための国民年金	53	男女共同参画について	
	21	後期高齢者医療制度について	54	みんなの人権を守るために「思い込み」から「思いやり」へ	
	22	特定健診・特定保健指導について	55	インターネットと人権	
	23	竹原市の子育て支援	56	ドメスティック・バイオレンス (DV) ～配偶者・パートナーからの暴力	
	24	障害者福祉サービス	57	デートDVについて	
	25	高齢者福祉サービス	58	美術館の楽しみ方について	
	26	みんなで支える介護保険制度	59	文化財は先人の足跡	
	27	竹原市地域福祉計画について	60	基礎学力の定着に向けて	
	28	生活習慣病予防講座	61	豊かな心を育てる道徳教育について	
	29	子育て講座	62	ICT活用教育推進について	
	30	介護予防講座	63	小中一貫・連携教育について	
	31	認知症について学ぼう	64	生涯学習のあれこれ	
	32	予防接種について	65	図書館のあれこれ	
	33	食事と健康	※新しいメニュー（No. 31）も加わりました！		